

## 論点に対する回答

分 野	健康保険に関わる手続の事業主経由の省略
省 庁 名	厚生労働省
<p>日本経済団体連合会（以下、経団連）から「2021 年度規制改革要望」が公表されたところ、当該要望中、「No. 44 健康保険に関わる手続の事業主経由の省略」において、事業者と健康保険組合が必要な情報を共有し、双方が同意する場合、事業者を経由せずとも被保険者が届出を直接健康保険組合に提出することを認めるべきである旨の要望がなされている。当該要望を踏まえ、以下の論点について回答願いたい。</p> <p>なお、令和 2 年度に経団連が「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に対して、事業主と保険者の双方が合意した場合、保険者から被保険者に対して、健康保険証本体を直接交付することを認めるべきである旨を要望していたところ、貴省より、「要望いただいた事業主と保険者の合意による保険者から被保険者に対する被保険者証の直接交付については、必要となる事務経費や事務負担も踏まえ、事業主及び保険者の意見を伺いながら検討を進めてまいります」との回答がなされているところ。</p> <p><b>【論点①】</b></p> <p>上記、令和 2 年度「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に対する貴省回答について、現在の具体的な検討状況をご教示いただきたい。</p> <p><b>【回答①】</b></p> <p>保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付することが可能となるよう、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 140 号）が令和 3 年 8 月 13 日に公布、同年 10 月 1 日より施行した。</p> <p>なお、当該省令の施行に当たっては、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項等について」（令和 3 年 8 月 13 日付け事務連絡）により、具体的な取扱いについて健康保険組合及び関係団体へ周知を行ったところ。</p> <p><b>【論点②】</b></p> <p>本要望について、事業者（経済団体）や健康保険組合と連携の上、具体的</p>	

なニーズや課題等の把握を行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。

**【回答②】**

健康保険制度では、被扶養者の届出等の手続について、被保険者を使用する事業主においても被保険者の資格情報等を十分に把握する必要があること及び届出等の手続を事業所単位で取りまとめることで保険者の円滑な事業運営に資すること等の観点から、事業主を経由して保険者等への提出を求めているところ。

ご要望の手段により、被保険者が事業者を経由せずに届出を健康保険組合に直接提出することについては、法令上の整理、被保険者からの申請環境の構築、セキュリティ上の安全性及び保険者・被保険者の手続きに係る負担等も踏まえ、慎重な検討が必要であるものと認識している。

**【論点③】**

本要望を踏まえ、いつまでに、どのような検討を開始するのか、具体的にご説明願いたい。

上述のとおり、ご要望の手段により、被保険者が事業者を経由せずに届出を健康保険組合に直接提出することについては、様々な課題があり、慎重な検討が必要であるものと認識している。